

**改正**

平成16年3月31日規則第15号  
平成16年5月14日規則第43号  
平成16年8月25日規則第57号  
平成17年3月31日規則第18号  
平成20年3月31日規則第18号  
平成21年10月21日規則第52号  
平成23年3月31日規則第15号  
平成26年3月31日規則第26号  
平成28年3月31日規則第46号  
令和5年9月29日規則第56号

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（平成15年条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上禁煙・美化推進地区の指定等に係る告示)

**第2条** 条例第6条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 路上禁煙・美化推進地区の名称
- (2) 路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は指定の解除をした範囲

(勧告)

**第3条** 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(措置命令)

**第4条** 条例第10条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第2号）により行うものとする。

(違反事実の公表の方法等)

**第5条** 条例第11条の規定による公表は、次に掲げる事項を市川市公告式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項に掲げる掲示場に掲示するとともに広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 違反者の氏名及び住所（法人にあつては名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反の内容
- (4) 措置命令の内容
- (5) 弁明の内容
- (6) その他市長が必要と認める事項

(身分証明書)

**第6条** 条例第12条の規定により関係人に質問し、又は関係人から報告を徴し、又は条例第15条の規定により条例第7条第1号に規定するそれぞれの禁止行為をした者に過料を科する職員は、身分証明書(様式第3号)を携帯し、当該関係人又は当該禁止行為をした者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(協議会の組織及び運営)

**第7条** 条例第13条第1項に規定する健康・安全・清潔な地域づくり協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 自治会等の代表者
- (2) 商店会の代表者
- (3) P T Aの代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。

4 協議会の副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 協議会の会議は、会長が議長となる。

7 協議会の事務は、市民部市民安全課において処理する。

(過料)

**第8条** 条例第15条の規定により過料を科そうとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書(様式第4号)により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与する。

2 条例第15条の規定により過料を科するときは、その相手方に対し、過料処分通知書(様式第5号)を交付する。

3 条例第15条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

4 条例第15条の規定により過料を科するときの納期限は、当該過料を科する日の属する月の翌月末日とする。

5 過料を納期限までに納入しないときの督促は、督促状(様式第6号)により行うものとする。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第7条の規定は同年1月1日から、第8条の規定は条例第15条の規定の施行の日から施行する。(平成16年5月規則第42号で、同16年6月1日から施行)

附 則 (平成16年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月14日規則第43号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年8月25日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、平成16年9月1日から

施行する。

**附 則**（平成17年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

**附 則**（平成20年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって同表の右欄に掲げる部に勤務を命ぜられたものとする。

情報システム部	情報政策部
市民生活部	市民経済部

**附 則**（平成21年10月21日規則第52号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は同年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月31日規則第15号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月31日規則第26号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日規則第46号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和5年9月29日規則第56号）

この規則は、交付の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

		第		号	
		年	月	日	
	勸	告	書		
様					
		市川市長		印	
<p>あなたが行った下記の行為は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例第 条第 号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められますので、速やかに、下記の措置を講ずるよう勧告いたします。</p>					
記					
1	違反行為				
2	措置の内容				
3	期	限	年	月	日まで

年 月 日

措 置 命 令 書

様

市川市長 印

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例第10条の規定により、  
下記の措置を講ずることを命じます。

記

違反行為	
措置の内容	
期 限	年 月 日

1 教示

2 この命令に従わないときは、その事実を公表することがあります。

様式第3号(第6条関係)  
様式第3号(第6条関係)

(表)

		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	( 年 月 日生)
<p>上記の者は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例第12条の規定による質問若しくは報告の徴収を行う者又は第15条の規定による過料を科する者であることを証明する。</p>		
		年 月 日
市川市長		印

(裏)

<p>市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する 条例(抜粋)</p>
<p>(質問又は報告)</p> <p>第12条 市長は、前3条の規定に基づき指導、勧告、措置命令又は違反事実の公表を行うときは、必要に応じ、当該職員をして関係人に質問させ、又は関係人から報告を徴させることができる。</p>
<p>(過料)</p> <p>第15条 市長は、第7条第1号に規定するそれぞれの禁止行為をした者に対し、それぞれの違反行為について1万円以下の過料を科することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。</p>

(注) 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第4号(第8条関係)  
様式第4号(第8条関係)

年 月 日

告知・弁明書

フリガナ			
氏 名	様		
住 所			
生年月日	年	月	日 ( 歳)
連 絡 先		自 宅・呼び出し 勤務先・携帯電話	

違反日時 及び場所	年	月	日( )	午前・午後	時	分頃
	市川市		丁目	番・番地	号	先路上

あなたは、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例第7条第1号の規定に違反し、路上禁煙・美化推進地区内の道路上において(  喫煙  吸い殻、空き缶等の投げ捨て  飼い犬のふんの放置)が認められました。

この行為は、過料処分の対象となります。

市川市長

印

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。	
	<input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
	内 容	
	署 名	

様式第5号 (第8条関係)  
様式第5号(第8条関係)

年 月 日

過 料 処 分 通 知 書

フリガナ			
被処分者			
住 所			
生年月日	年	月	日 ( 歳)
連 絡 先		自 宅・呼び出し 勤務先・携帯電話	

違反日時 及び場所	年	月	日( )	午前・午後	時	分頃
	市川市		丁目	番・番地		号 先路上

あなたは、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例第7条第1号の規定に違反し、路上禁煙・美化推進地区内の道路上において(  喫煙  吸い殻、空き缶等の投げ捨て  飼い犬のふんの放置)が認められましたので、同条例第15条の規定により、金2,000円の過料に処することを通知します。

市川市長

印

別途納入通知書又はこの場で現金により、お支払いください。

(教示)

様式第6号(第8条関係)  
様式第6号(第8条関係)

督 促 状

No.

年度	一般会計
科目	過料
金額	¥
延滞金	納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その金額に % (納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、 %) の割合を乗じて計算した額となります。
摘要	<p>上記の金額を 年 月 日までに市の収納金融機関へ納入してください。</p> <p>なお、納入される時は、先にお渡ししてあります納入通知書又は同封の納入通知書によって納めて下さい。期日までに納入されないときは、滞納処分の対象となりますので、ご注意下さい。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市川市長 <span style="float: right;">印</span></p>

すでに納められている場合は、行き違いですので、ご了承ください。